

第二十四条の二中「第三十六条第五項第三号」を「第三十六条第六項第四号」に改め、同条を第二十四条の三とする。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(発明の詳細な説明の記載)

第二十四条の二 特許法第三十六条第四項の通商産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしななければならない。

第二十五条の三の次に次の四条を加える。

(外国語書面出願の言語)

第二十五条の四 特許法第三十六条の二第一項の通商産業省令で定める外国語は、英語とする。

(外国語書面の様式)

第二十五条の五 特許法第三十六条の二第一項の外国語書面のうち図面以外のものは様式第三十一の二により、図面は様式第三十一の三により作成しなければならない。

(外国語要約書面の様式)

第二十五条の六 特許法第三十六条の二第一項の外国語要約書面は、様式第三十一の四により作成しなければならない。

(翻訳文の様式等)

第二十五条の七 特許法第三十六条の二第二項の翻訳文の提出は、様式第三十一の五により作成した翻訳文提出書によらなければならない。

2 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面の翻訳文のうち、図面に係るもの以外のものは様式第三十一の六により、図面に係るものは様式第三十一の七により作成しなければならない。

3 特許法第三十六条の二第二項の外国語要約書面の翻訳文は、様式第三十一の八により作成しなければならない。

第二十七条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に「記載し、その事実を証明する書面を提出」を「記載」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、前項の規定により記載された事実について必要があると認めるときは、その事実について証明する書面の提出を求めることができる。

第二十七条の三の三の真出し中「優先権主張」を「優先権等の主張」に改め、同条第一項中「第四十二条第二項」の下に「(同法第四十二条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十七条の四中「第四十三条第一項の」を「第四十三条第一項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に改める。

第三十一条第二項及び第三項中「第四十三条第二項」の下に「(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十八条の二の真出し中「様式」を「様式等」に改め、同条中「又は第百八十四条の十六第二項」を「若しくは第二項又は第百八十四条の二十第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特許法第百八十四条の四第四項の規定による補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十二の二によりしなければならない。

第三十八条の六中「(同法第百八十四条の八で準用する場合を含む。)」を「又は第百八十四条の八第一項」に改める。

第三十八条の六の二中「第百八十四条の十の二第二項」を「第百八十四条の十一第二項」に改める。

第三十八条の六の三中「第百八十四条の十一の二」を「第百八十四条の十四」に改める。

第三十八条の七及び第三十八条の八中「第百八十四条の十六第一項」を「第百八十四条の二十第一項」に改める。

第三十八条の九中「第百八十四条の十六第二項」を「第百八十四条の二十第二項」に改める。

第三十八条の十中「第百八十四条の十六第三項」を「第百八十四条の二十第三項」に改める。

第三十八条の十三第二項中「第百八十四条の十六第一項」を「第百八十四条の二十第一項」に改める。

第三十八条の十四中「第百八十四条の十六第一項」を「第百八十四条の二十第一項」に改め、「第四十三条第二項」の下に「(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十二條の二中「第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項」に改める。

様式第一の備考5中「には記入する」を「の欄は設ける」に改め、同様式の備考6に次のただし書を加える。

ただし、識別番号を記載したときは、「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

様式第二中「【発明の名称】を削り、
〔(手数料の表示) (納付方法) (予納台帳番号) (納付金額)〕を
〔(手数料の表示) (予納台帳番号) (納付金額)〕に改め、

同様式の備考7中「には記入する」を「の欄は設ける」に改め、同様式の備考8に次のただし書を加える。

ただし、識別番号を記載したときは、「【郵便番号】及び【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

様式第二の備考14中「には記入する」を「は設ける」に改め、同様式の備考17中「【(納付方法)】には「予納」と記載し」を削る。

様式第三中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同様式の備考11中「及び6から8まで」を「7及び8」に改め、同備考を同様式の備考12とし、同様式中備考10を備考11とし、備考9を備考10とし、備考8を備考9とし、同様式の備考7中「には記入する」を「は設ける」に改め、同備考を同様式の備考8とし、同様式中備考6を備考7とし、同様式の備考5の次に次のように加える。

6 「住所(居所)」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。

様式第四中「【発明の名称】を削り、同様式の備考2に次のただし書を加える。

ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国(特例法施行規則第2条第2項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国)と同一であるときは、「(【国籍】)」の欄は設けるには及ばない。

様式第五中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同様式の備考2に次のただし書を加える。

ただし、その国籍が、「住所(居所)」の欄に記載した国と同一であるときは、「(【国籍】)」の欄は設けるには及ばない。

様式第五の備考3中「及び6から8まで」を「7及び8」に「5から10」を「5から11」に改める。

様式第六中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同様式の備考2中「及び6から8まで」を「7及び8」に「5から10」を「5から11」に改める。

様式第七中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式の備考中「及び6から8まで」を「7及び8」に「5から10」を「5から11」に改め、同備考に後記として次のように加える。

この場合において、様式第5の備考2中「住所(居所)」とあるのは「新住所(居所)」と読み替えるものとする。

様式第八中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式の備考中「及び6から8まで」を「7及び8」に「5から10」を「5から11」に改める。

様式第九中「【発明の名称】を削り、

様式第十中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、同様式の備考2中「及び6から8まで」を「7及び8」に「5から10」を「5から11」に改める。

様式第十一中「【発明の名称】を削る。

第11号の「、7及び8」は「、6及び8から10」を「から7まで及び9から11」と改定。

【手数料補正】
【補正対象書類名】
【納付方法】
【予納台帳番号】
【納付金額】
【手数料の表示】
【納付方法】
【予納台帳番号】
【納付金額】

【事件の表示】
【出願番号】
【発明の名称】
【事件の表示】
【出願番号】

補正
【正対象書類名】
【納台帳番号】
【付金額】
【表示】
【納台帳番号】
【付金額】
は「、」を「、」と改定。回覧の欄の「手続補正書」の「誤訳訂正書」の「出願人の表示」

名義変更届」の「、翻訳文提出書」を「、」と改定。回覧の欄の「手続補正〇」の「誤訳訂正〇」、「訂正の理由等」を「、」と改定。回覧の欄の「補正する単位」を「補正をする単位」と改定。回覧の欄の「【パリ条約による優先権主張】」を「【パリ条約による優先権等の主張】」と改定。回覧の欄の「には記入する」を「は設ける」と改定。回覧の欄の「表第5号」を「表第6号」と改定。回覧の欄の「手続補正書」の「誤訳訂正書」を「、【(納付方法)】及び【(納付方法)】」には「予納」と記載し、回覧の欄の「【(納付方法)】」には「予納」と記載し、回覧の欄の「13から15」を「13から16」と改定。

第14号の「表第5号」を「表第6号」と改定。回覧の欄の「第17条の2第1項第5号」を「第17条の2第1項第3号」と改定。回覧の欄の「及び6から8まで」を「、7及び8」を「5から10」を「5から11」と改定。

第15号の「及び6から8まで」を「、7及び8」を「5から10」を「5から11」と改定。

第15号の「、」を「、」と改定。

様式第15の2 (第11条の2関係)

特許印紙
(円)
【書類名】 誤訳訂正書
【提出日】 平成 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審査官 殿)
【事件の表示】
【出願番号】
【特許出願人】
【識別番号】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

㊤ 又は 識別ラベル

【代理人】
【識別番号】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【発送番号】
【訂正により増加する請求項の数】
【誤訳訂正1】
【訂正対象書類名】
【訂正対象項目名】
【訂正方法】
【訂正の内容】
【訂正の理由等】
【手数料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】

㊤ 又は 識別ラベル

【提出物件の目録】
【物件名】 訂正の理由の説明に必要な資料 1

【備考】

1 【特許出願人】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許出願人】
【識別番号】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【特許出願人】
【識別番号】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

㊤ 又は 識別ラベル

㊤ 又は 識別ラベル

2 【誤訳訂正1】の欄は、次の要領で記載する。

- イ 【訂正対象書類名】は、「明細書」、「図面」のように補正する書類名を記載する。
ロ 【訂正対象項目名】は、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項〇」、段落番号「〇〇〇〇」、「図〇」、「符号の説明」のように補正をする単位名を記載する。
ハ 【訂正方法】は、補正をする単位において、明細書又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。
ニ 【訂正の内容】は、【訂正対象項目名】に記載した事項(前に「、」、後ろに「)」を付す。)及び補正後の内容を記載する。この場合において、【訂正対象項目名】が「全文」又は「全図」のときは、明細書の全文又は図面の全図を【書類名】とともに記載し、【訂正方法】が「削除」のときは、【訂正の内容】の欄は設けるには及ばない。

3 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、【誤訳訂正1】の欄の次に【誤訳訂正2】、【誤訳訂正3】のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【誤訳訂正2】

- 【訂正対象書類名】
- 【訂正対象項目名】
- 【訂正方法】
- 【訂正の内容】

【誤訳訂正3】

- 【訂正対象書類名】
- 【訂正対象項目名】
- 【訂正方法】
- 【訂正の内容】

- 4 「【訂正の理由等】」の欄には、補正をする事項に対応する外国語明細書又は外国語図面の記載事項とその記載箇所、補正前の明細書又は図面の記載が適切でない翻訳によるものである理由及び補正後の明細書又は図面の記載が適切な翻訳によるものである理由(以下この様式において「訂正理由等」という。)を具体的に記載する。備考3に従い【誤訳訂正1】【誤訳訂正2】のように複数の欄を設けたときは、それらに対応する訂正理由等を「(訂正の理由1)」、「(訂正の理由2)」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。また、1の補正をする単位中において2以上の箇所を補正するときは、それらに対応する訂正理由等を「(訂正の理由1-1)」、「(訂正の理由1-2)」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。
- 5 特許印紙をはるときは、その下に手数料の額を括弧をして記載する。ただし、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合は、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額を括弧をして記載する(備考6において同じ。)
- 6 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。
- 7 訂正理由等の説明をするために辞書の写し等の資料が必要となるときは、それを「訂正の理由の説明に必要な資料」として添付する。添付した資料の上部余白には、その資料により説明をする訂正理由等との対応関係を明らかにするために、「(訂正の理由1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由2の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由1-1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由1-2の説明に必要な資料)」のように記載する。
- 8 その他は、様式第1の備考1、2、9、11及び12、様式第2の備考1、2、4、6から11まで、13から16まで及び18から20まで、様式第4の備考1並びに様式第13の備考5、6及び8と同様とする。この場合において、様式第13の備考8中「【補正の内容】」とあるのは「【訂正の内容】及び【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。

様式第15の3 (第11条の2関係)

誤 訳 訂 正 書

平成 年 月 日

特許
印紙

(円)

- 特許庁長官 殿
- (特許庁審判長 殿)
- (特許庁審査官 殿)

谷川

- 1 事件の表示
- 2 特許出願人
 - 住所(居所)
 - 氏名(名称) ㊟
- 3 代理人
 - 住所(居所)
 - 氏名(名称) ㊟
- 4 拒絶理由通知の日付
- 5 訂正により増加する請求項の数
- 6 訂正の対象
- 7 訂正の内容
- 8 訂正の理由等
- 9 添付書類の目録

(1) 訂正の理由の説明に必要な資料 1

【備考】

- 1 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のもの(特許法第162条に規定する審査に係属中のものを除く。)については「平成何年審判第何号」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「平成何年再審第何号」のように再審の番号を、その他のものについては、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記載する。ただし、国際特許出願であつて、出願の番号が通知されていないときは、「PCT/〇〇〇〇/〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載する。
- 2 特許印紙の下に手数料の額(出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあっては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額)を括弧をして記載する。
- 3 「訂正の対象」の欄には、「明細書の特許請求の範囲の欄」のように補正をする書類名と補正をする箇所を記載する。
- 4 「訂正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載する。また、明細書又は図面の全文を補正するときは、「訂正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、補正した明細書(補正により特許請求の範囲の記載を変更した箇所があるときは、その個所に下線を引くこと。)又は図面を別紙として添付しなければならない。特許請求の範囲を補正するとき(明細書の全文を補正するときを除く。)=「訂正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、その補正後の特許請求の範囲の全文を記載した書面(補正により変更した個所に下線を引くこと。)を別紙として添付しなければならない。
- 5 「訂正の理由等」の欄には、補正をする事項に対応する外国語明細書又は外国語図面(外国語特許出願にあつては、国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面)の記載事項とその記載箇所、補正前の明細書又は図面の記載が適切でない翻訳によるものである理由及び補正後の明細書又は図面の記載が適切な翻訳によるものである理由(以下この様式において「訂正理由等」という。)を具体的に記載する。また、複数の補正事項があるときは、それらに対応する訂正理由等を「(訂正の理由1)」、「(訂正の理由2)」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。
- 6 訂正理由等の説明をするために辞書の写し等の資料が必要となるときは、それを「訂正の理由の説明に必要な資料」として添付する。添付した資料の上部余白には、その資料により説明をする訂正理由等との対応関係を明らかにするために、「(訂正の理由1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由2の説明に必要な資料)」のように記載する。
- 7 その他は、様式第1の備考1、3、7及び8並びに様式第3の備考1、3及び5から11までと同様とする。

※付録十中母(第11条の3関係)と(第11条の4関係)と必る「【発明の名称】」と必る

とす

ハ 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【発明の実施の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付す。

ニ 特許を受けようとする発明が従来技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載し、当該記載事項の前には、「【発明の効果】」の見出しを付す。

ホ 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」(平成2年11月26日特許庁公示)に従って作成した配列表を記載する。

ヘ 「【発明の詳細な説明】」の欄には、原則として、段落の前に、それぞれ「【】及び「】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。1の段落番号を付した段落中には複数の見出しを記載してはならない。

発明の目的、構成等の項目に分けて、「【】」が解決しようとする課題、その解決手段等を「【目的】」、「【構成】」、「【課題】」、「【解決手段】」で記載する。

発明の目的、構成等の項目に分けて、「【】」が解決しようとする課題、その解決手段等を「【目的】」、「【構成】」、「【課題】」、「【解決手段】」で記載する。

様式第31の2 (第25条の5関係)

【書類名】 外国語明細書

- 1 Title of Invention
- 2 Claims
- 3 Detailed Description of Invention
- 4 Brief Description of Drawings

〔備考〕

- 1 「外国語明細書」は、第24条の2及び第24条の3並びに特許法第36条第4項、第5項及び第6項に規定するところに従い記載する。
- 2 「【書類名】 外国語明細書」は、日本語で記載する。
- 3 その他は、様式第29の備考と同様とする。

様式第31の3 (第25条の5関係)

【書類名】 外国語図面

〔備考〕

- 1 「【書類名】 外国語図面」は、日本語で記載する。
- 2 その他は、様式第30の備考と同様とする。

様式第31の4 (第25条の6関係)

【書類名】 外国語要約書

- 1 Abstract
- 2 Representative Drawing

〔備考〕

- 1 「外国語要約書」は、第25条の2及び特許法第36条第7項に規定するところに従い記載する。
- 2 「【書類名】 外国語要約書」は、日本語で記載する。
- 3 外国語要約書は、日本語に翻訳した場合に400字以内となるように簡潔に記載する。
- 4 その他は、様式第31の備考と同様とする。

様式第31の5 (第25条の7関係)

【書類名】 翻訳文提出書

【提出日】 平成 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

㊤ 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

㊤ 又は 識別ラベル

【確認事項】

【提出物件の目録】

| | | |
|-------|-------------|----|
| 【物件名】 | 外国語明細書の翻訳文 | 1 |
| 【物件名】 | (外国語図面の翻訳文) | 1) |
| 【物件名】 | 外国語要約書の翻訳文 | 1 |

〔備考〕

- 1 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 2 「【確認事項】」の欄には、本書に添付した翻訳文は、外国語書面出願の願書に添付して提出した外国語明細書、外国語図面及び外国語要約書に記載した事項を過不足なく適正な日本語に翻訳したものである旨を記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1、2、9、11及び12、様式第2の備考1、2、5、7から11まで、13から15まで及び18、様式第4の備考4及び5並びに様式第15の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第4の備考4中「第9条の3第1項」とあるのは「特例法施行規則第6条第1項」と読み替えるものとする。

様式第31の6 (第25条の7関係)

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

【発明の詳細な説明】

【図面の簡単な説明】

〔図1〕

〔備考〕

- 1 外国語明細書の翻訳文は、次の要領で記載する。
 - 外国語明細書に記載した「Title of Invention」、「Claims」、「Detailed Description of Invention」及び「Brief Description of Drawings」の欄名は、各々「【発明の名称】」、「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」及び「【図面の簡単な説明】」と翻訳する。
 - 「【特許請求の範囲】」の欄の請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。

様式第五十五の備考5中「及び6から8まで」を「7及び8」に「及び7から11」を「6及び8から12」に改める。

様式第五十六の備考5、様式第五十七の備考2、様式第五十八の備考4、様式第五十九の備考2、様式第六十の備考3及び様式第六十一の備考3中「及び6から8まで」を「7及び8」に「6から10」を「6から11」に改める。

様式第六十二中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とし、同様式の備考3中「第何号特許の国際特許出願固有の理由に依りて特許無効裁判事件」を削り、同様式の備考4中「又は同法第184条の15第1項の裁判」を削り、同様式の備考7中「及び6から8まで」を「7及び8」に「6から10」を「6から11」に改める。

様式第六十三の備考2中「及び6から8まで」を「7及び8」に「6から10」を「6から11」に改める。

様式第六十三の二中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、同様式の備考2中「及び6から8まで」を「7及び8」に「6から10」を「6から11」に改める。

様式第六十四の備考4、様式第六十五の備考3及び様式第六十六の備考5中「及び6から8まで」を「7及び8」に「6から10」を「6から11」に改める。

様式第六十九中「【発明の名称】」を削り、

| |
|---------|
| 【特許出願人】 |
| 識別番号 |
| 住所又は居所 |
| 氏名又は名称 |
| (国籍) |

を「【特許出願人】
氏名又は名称」に改め、

同様式の備考5中「様式第4の備考2」を削り、

| |
|--------|
| 【特許権者】 |
| 識別番号 |
| 住所又は居所 |
| 氏名又は名称 |
| (国籍) |

を「【特許権者】
氏名又は名称」に改め、同

様式の備考2中「様式第4の備考2」を削り、同備考を同様式の備考3とし、同様式の備考1の次に次のように加える。

2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、【納付年分】の欄の次に【その年】の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載する。

第二条 特許法施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「及び特許異議の申立て」を削り、「審判および再審（第四十六条―第五十九条）」を「特許異議の申立て（第四十五条の二―第四十五条の五）」に「削除」を「審判及び再審（第四十六条―第六十五条）」に改める。

第四条の二第一項中「同法第五十条」を「又は同法第五十条」に「第百七十四条第一項」を「第百七十四条第二項」に改め、「又は同法第五十七条（同法第百五十九条第三項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百六十二条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第九条の三第一項第七号中「（特許異議の申立てに係るものを除く。）」を削る。

第十一条の三第一号中「番号（）」の下に「特許異議の申立てに係る手続にあつては特許異議の番号、」を加える。

第十三条第三項中「審判、再審又は」を「特許異議の申立て又は審判、再審若しくは」に「その請求」を「その申立て又は請求」に「その審判」を「その特許異議の番号、審判」に改める。

第十三条の二第一項を次のように改める。

出願公開があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより当該出願公開がされた特許出願が次の各号の一に該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該出願公開がされた特許出願が特許行に既成しなくなつたときは、この限りでない。

- 一 その特許出願（特許法第三十六条の二第三項の外国語書面出願、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願及び同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものを除く。）の願書に添付した明細書又は図面についてした補正が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないこと。
- 二 その特許出願に係る発明が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであること。
- 三 その特許出願が特許法第三十六条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていないこと。
- 四 その特許出願が特許法第三十六条の二第三項の外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。

第十三条の二第三項中「しなければ」を「作成した書面によらなければ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 前項の書面には、第一条第三項の規定にかかわらず、提出者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所若しくは法人にあつては代表者の氏名を記載し、又は印を押すことを省略することができる。

第十四条第二項中「同法第百七十四条第一項から第三項」を「同法第百二十条の六第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第百七十四条第二項から第四項」に「審問」を「審尋」に改める。

第二十五条の二中「出願公告」を「同法第六十六条第三項に規定する特許公報への掲載」に改める。

第二十七条の三第一項第一号中「特許出願の出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同項第二号中「第六十五条の三第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同項第三号中「第百七十四条第一項」を「第百七十四条第二項」に改める。

第二十九条の見出し中「公告」を「特許公報への掲載」に改め、同条中「出願公告（出願公告をすべし旨の決定があつた後に当該協議の結果を届け出たときは、同法第六十六条第三項の規定により当該特許権者の氏名等を掲載する特許公報）」を「同法第六十六条第三項に規定する特許公報」に「または」を「又は」に「および」を「及び」に改める。

第四章の章名中「及び特許異議の申立て」を削る。

第三十一条の三第一項中「出願公告前」を削る。

第三十二条第二項及び第三項を削る。

第三十三条中「または第五十四条第一項」を削り、「および」を「及び」に「または」を「又は」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十七条中「および特許異議申立人」を削る。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第三十八条の十二第一項の次に次の二項を加える。

2 特許法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願については、第十三条の二第一項第四号中「第三十六条の二第二項の外国語書画出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「同条第一項の外国語書画」とあるのは「同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図画」とする。

3 特許法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であるつて外国語でされたものについては、第十三条の二第一項第四号中「特許法第三十六条の二第二項の外国語書画出願」とあるのは「外国語でされた国際出願」と、「同条第一項の外国語書画」とあるのは「特許法第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図画」とする。

第三十八条の十八中「第三十二条第一項」を「第三十二条」に改める。
「第八章 削除」を削る。

第五十八条第一項中「から第三十四条まで及び第三十六条」を、「第三十三条及び第三十六条」に改め、同条第三項中「から第三十五条まで」を、「第三十三条、第三十五条及び」に改め、及び第三十八条」を削る。

第五十九条中「この章」の下に「並びに第四十五条の三及び第四十五条の四」を加える。
第七章を第八章とし、同章の章名を次のように改める。

第八章 審判及び再審

第六章の次に次の一章を加える。

第七章 特許異議の申立て

(特許異議申立書の様式)

第四十五条の二 特許法第百十五条第一項の特許異議申立書は、様式第六十一の二により作成しなければならない。
(意見書等の提出)

第四十五条の三 特許法第百二十条の四第一項の意見書は、様式第六十一の三により作成しなければならない。

2 特許法第百二十条の四第二項の訂正の請求書は、様式第六十一の四により作成しなければならない。
(審査の規定の準用)

第四十五条の四 第二十四条、第二十五条及び第三十二条(様式第四十八に係る部分を除く。)の規定は、特許法第百二十条の四第二項の訂正の請求に準用する。
(審判の規定の準用)

第四十五条の五 第四十八条から第五十七条までの規定は、特許異議の申立てについての審判及び決定に準用する。

様式第三の備考 3 中「発した特許庁審査官」の次に「、特許異議」を加え、同様式の備考 4 中「欄には」の次に「、特許異議に係属中のものについては「平成何年異議第何号」のように特許異議の識別を」を加え、同様式の備考 5 中「延長登録出願人」の次に「、特許権者」を加え「審判」を削る。

様式第五の備考 1 中「欄には」の次に「、特許異議に係属中のものについては「平成何年異議第何号」のように特許異議の識別を」を加える。

様式第十四の備考 5 中「とし、同法第17条の3第1項の規定により補正をするときは表題を「手続補正書(特許法第17条の3第1項の規定による補正)」と記す。」

様式第二十一の備考 4 を備考 5 とし、同様式の備考 3 中「に係る発明が特許要件を欠く」を「が第13条の2第1項各号の一に該当する」と改め、同備考を同様式の備考 4 とし、同様式の備考 2 の次に次のように加える。

3 第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】又は【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。

様式第二十一の備考 3 を備考 4 とし、同様式の備考 2 中「に係る発明が特許要件を欠く」を「が第13条の2第1項各号の一に該当する」と改め、同備考を同様式の備考 4 とし、同様式の備考 1 の次に次のように加える。

2 第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「住所(居所)」又は「氏名(名称)」の欄に「省略」と記載する。

様式第五十を次のように改める。

様式第50 削除

様式第五十一を次のように改める。

様式第51 削除

様式第六十一の次に次の三様式を加える。

様式第61の2(第45条の2関係)

特許異議申立書

平成 年 月 日



(円)

特許庁長官 殿

1 特許異議の申立てに係る特許の表示

特許番号

請求項の表示

2 特許異議申立人

住所(居所)

氏名(名称)

(国籍)

3 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

4 申立ての理由

5 証拠方法

6 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1 「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄の「請求項の表示」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように請求項に付した番号を記載する。ただし、すべての請求項について特許異議の申立てをするときは、「全請求項」と記載する。

2 その他は、様式第1の備考1、3、7及び8、様式第3の備考1、2及び6から11まで並びに様式第5の備考2と同様とする。

様式第61の3(第45条の3関係)

特許異議意見書

平成 年 月 日

特許庁審判長 殿

1 異議番号

2 特許権者

住所(居所)

氏名(名称)

3 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

- 4 取消理由通知の日付
- 5 意見の内容
- 6 証拠方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「異議番号」の欄には、「平成何年異議第何号」のように特許異議の番号を記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1、3、7及び8並びに様式第3の備考1及び6から11までと同様とする。

様式第61の4（第45条の3関係）

訂 正 請 求 書

平成 年 月 日

特許
印紙

(円)

特許庁審判長 殿

- 1 異議番号
- 2 特許番号
- 3 請求項の数
- 4 請求人
 - 住所(居所)
 - 氏名(名称)
 - (国籍)
- 5 代理人
 - 住所(居所)
 - 氏名(名称)
- 6 請求の趣旨
- 7 請求の理由
- 8 添付書類の目録

〔備考〕

様式第1の備考1、3、7及び8、様式第3の備考1、2及び6から11まで、様式第5の備考2並びに様式第61の3の備考1と同様とする。

様式第六十五号「審判参加申請書」を「参加申請書」と改め、同様式の備考1中「欄には、」の次に「特許法第118条第1項の規定により参加」又は「を」を加え、同様式の備考2中「欄には、」の次に「特許法第118条第1項、」を加え、「審判事件」を「特許異議申立事件又は審判事件」と改める。

様式第六十六号の備考1中「を」を削る。

様式第六十七号「平成(昭和) 年特許出願公告第 号」を削る。

様式第六十八号「平成(昭和) 年特許出願公告第 号」及び「特許法第126条第1項の規定により」を削る。

(実用新案法施行規則の一部改正)

第三條 実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「第四十八条の十四第四項」を「第四十八条の十六第四項」と改め、同項中第二号を削り、同項第三号中「特許法第三十条第一項」を「同条第一項」と改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 実用新案法第十一條第一項において準用する特許法第四十三條第二項(実用新案法第十一條第一項において準用する特許法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出

第一條第一項第四号中「第一條第九号」を「第一條第十号」と改める。
第三條の次に次の一条を加える。

(考案の詳細な説明の記載)

第三條の二 実用新案法第五條第四項の通商産業省令で定めるところによる記載は、考案が解決しよとする課題及びその解決手段その他のその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が考案の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしななければならない。

第四條中「第五條第五項第三号」を「第五條第六項第四号」と改める。

第六條中「第三條の二第二項」を「第十四條第三項」に、「実用新案掲載公報の発行」を「実用新案公報への掲載」と改める。

第十一條中「第四十八條の四第三項」を「第四十八條の四第四項」と改める。

第十六條及び第十七條中「第四十八條の十四第一項」を「第四十八條の十六第一項」と改める。

第十八條中「第四十八條の十四第二項」を「第四十八條の十六第二項」と改める。

第二十二條第二項中「しなければ」を「作成した書面によらなければ」と改め、同項の次に次の一項を加える。

3 特許法施行規則第十三條の二第三項の規定は、前項の書面に準用する。

第二十三條第一項中「第九條の三」の下に「第十一條の二」を加え、同条第四項中「優先権主張」を「優先権等の主張」と改め、同条第五項中「様式」を「様式等」とし、「又は第四十八條の十四第二項」を「第二項若しくは第四項又は第四十八條の十六第二項」と改め、同条第八項中「第四十八條の十四第三項」を「第四十八條の十六第三項」と改め、同条第九項及び第十項中「第四十八條の十四第一項」を「第四十八條の十六第一項」と改め、同条第十三項中「第七章」を「第八章」と改める。

様式第一号
「〔手数料の表示〕
(納付方法)
(予納台帳番号)
(納付金額)」を
「〔手数料の表示〕
(予納台帳番号)
(納付金額)」と改め、同様式の備考8の次に

のただし書を加える。

ただし、識別番号を記載したときは、「〔郵便番号〕」及び「〔住所又は居所〕」の欄は設けるには及ばない。

様式第一の備考11中「には記入する」を「の欄は設ける」と改め、同様式の備考15中「第3條の規定により同盟国」を「の同盟国又は世界貿易機関の加盟国」と改め、同様式の備考17のただし書を加える。

ただし、その国籍が、「〔住所又は居所〕」の欄に記載した国(特例法施行規則第2條第2項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国)と同一であるときは、「〔(国籍)〕」の欄は設けるには及ばない。

様式第一の備考16中「には記入する」を「は設ける」と改め、同様式の備考18中「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。)を「特例法施行規則」と改め、「〔(納付方法)〕」には「予納」と記載し、を削り、同様式の備考20中「パリ条約による優先権」の次に「又はパリ条約の例による優先権」を加え、「〔パリ条約による優先権主張〕」を「〔パリ条約による優先権等の主張〕」とし、「最初の出願若しくはパリ条約第4條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた」と「これらの優先権の主張の基礎とされた」と改め、同様式の備考28中「パリ条約による優先権主張」を「パリ条約による優先権等の主張」と改める。

様式第二号
「〔手数料の表示〕
(納付方法)
(予納台帳番号)
(納付金額)」を
「〔手数料の表示〕
(予納台帳番号)
(納付金額)」と改める。

様式第三の備考13中「(第3号を除く。)」を削り、「記載しなければならない」と改め、同様式の備考14を次のように改める。

様式第十一号【意匠に係る物品】を削り、
 【意匠権者】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【氏名又は名称】
 【(国籍)】

め、同様式の備考中「様式第10」を「その他は、様式第10」と及び6から15までを「7から12まで、15及び16」と改め、同備考を同様式の備考として、同様式と備考1及び備考2との次のように見せる。

- 1 複数年分を納付するときは、【納付年分】の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 2 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、【納付年分】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。

(商標法施行規則の一部改正)

第五号 商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第13号)の一部を次のように改正する。

第二条を第三条の二とする。
 第一条の二を第三条の二とする。
 第一条第一項中「様式第一」を「様式第二」と改め、同条第二項中「様式第一」を「様式第二」と改め、同条第三項中「(昭和三十四年法律第百二十七号)」を削り、「または」を「又は」と改め、同条を第二条とする。
 第二条の前に次の四条を加える。
 (申請書)

第一条 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第四条第一項第十七号の規定による産地の指定を受けようとする者又は蒸留酒の製造を業とする者(これらの者を総称して「製造者」という)は、様式第一により作成した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

2 当該蒸留酒製造業者が法人であるときは、前項の申請書にその定款又はこれに準ずるものを添付しなければならない。
 (審理)

第一条の二 特許庁長官は、前条第一項の申請書を受理したときは、当該蒸留酒又は蒸留酒の産地、産地を表示する標章、品質、社会的評価その他必要な事項について審理しなければならない。
 (指定)

第一条の三 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をしたときは、その旨を当該蒸留酒製造業者に通知し、かつ、商標公報に掲載しなければならない。

2 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をしなかつたときは、その旨及びその理由を当該蒸留酒製造業者に通知しなければならない。
 (指定の取消)

第一条の四 特許庁長官は、商標法第四条第一項第十七号の規定による指定をした産地について指定が不適当であると認められる事実があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該蒸留酒製造業者に通知し、かつ、その旨を商標公報に掲載しなければならない。

第六号 第一項中「第十一条の二」を「第十一条の二」及び「第十一条の四」と改め、同条第四項中「優先権主張」を「優先権等の主張」と、「優先権」を「優先権等の」と改め、同条第九項中「優先権主張」を「優先権等の主張」と改める。

様式第二中「様式第2(第1条関係)」を「様式第2の2(第2条関係)」に改め、同様式の備考1中「記載し、その連合商標が同時に商標登録出願をした商標であるときは「同時に商標登録出願をした商標登録願(1)」のように」とを「記載する。ただし、その商標登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標登録願」のようにその商標登録出願の年月日を」と改め、同様式の備考2中「様式第1」を「様式第2」と改め、同様式を様式第二の二とする。

様式第十一号「様式第1(第1条関係)」を「様式第2(第2条関係)」と改め、同様式の備考1及び備考2を加える。

ただし、その国籍が、「住所(居所)」の欄に記載した国と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。

様式第二の備考1中「には記入する」と「は設ける」と改め、同様式を様式第二の二とする。

様式第二の二に次の様式を加える。

様式第1(第1条関係) ぶどう酒又は蒸留酒の産地指定申請書 平成 年 月 日

- 特許庁長官 殿
- 1 ぶどう酒又は蒸留酒の産地
 - 2 ぶどう酒又は蒸留酒の種類
 - 3 ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章
 - 4 申請人
住所(居所)
氏名(名称) ㊟
 - 5 添付書類の目録
(1) 定款又はこれに準ずるもの 1通
(2) ぶどう酒又は蒸留酒の品質等を説明する書類 1通
(3) ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章の使用の事実を示す書類 1通
(4) (通)

【備考】

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmをとる。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りように、かつ、容易に消すことができないように書く。
- 4 「ぶどう酒又は蒸留酒の産地」の欄には、商標法第4条第1項第17号に規定する特許庁長官の指定を受けようとするぶどう酒又は蒸留酒(以下「ぶどう酒等」という)の産地を何県、何郡、何村のように記載する。当該産地の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。
- 5 「ぶどう酒又は蒸留酒の種類」の欄には、原則として、日本標準商品分類により、「ぶどう酒」「しょうちゅう」のようにぶどう酒等の商品名を記載する。
- 6 「ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章」の欄には、指定を受けようとする産地において製造するぶどう酒等に使用している産地の表示を記載する。
- 7 「住所(居所)」及び「氏名(名称)」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。
- 8 「住所(居所)」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。
- 9 「氏名(名称)」は、法人にあつては、名称とその代表者の氏名とを記載し、代表者の印を押す。
- 10 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押す。
- 11 とじ方は、左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
- 12 「ぶどう酒又は蒸留酒の品質等を説明する書類」は、ぶどう酒等の確立した品質、社会的評価その他の当該ぶどう酒等の特徴を説明する書類とする。
- 13 「ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章の使用の事実を示す書類」は、標章が付されたぶどう酒等を撮影した写真、標章が付されたぶどう酒等が掲載されたパンフレット又はカタログ、標章が付されたぶどう酒等が掲載された広告その他の標章の使用の事実を示す資料とする。

様式第三十「(第1条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式の備考1に次のただし書を加える。
ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標(防護標章)登録願」のように記載する。

様式第三十一の備考5中「様式第1」を「様式第2」に改める。
様式第三十二中「(第1条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式の備考2に次のただし書を加える。

ただし、もとの商標登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標登録願」のように記載する。

様式第三十三の備考3中「記載し、その連合商標が同時に商標登録出願をした商標であるときは「同時に商標登録出願をした商標登録願(1)」のように」を「記載する。ただし、その商標登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標登録願」のようにその商標登録出願の年月日を」に改め、同様式の備考5中「様式第1」を「様式第2」に改める。

様式第三十三の備考1に次のただし書を加える。
ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標(防護標章)登録願」のように記載する。

様式第三十三の備考4中「様式第1」を「様式第2」に改める。
様式第三十四中「(第1条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式の備考2中「様式第1」を「様式第2」に改める。

様式第三十五中「(第1条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式の備考5中「様式第1」を「様式第2」に改める。

様式第三十六中「(第1条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式の備考6中「様式第1」を「様式第2」に改める。

様式第七の備考3、様式第八の備考8及び様式第九の備考6中「様式第1」を「様式第2」に改める。

様式第十中「【商標登録出願人】
住所又は居所
氏名又は名称
国籍」を「【商標登録出願人】
氏名又は名称」に改め、備考12を削り、備考13を備考12とし、備考14を備考13とし、備考15を備考14とし、備考16を備考15とする。

様式第十一中「【更新登録出願人】
住所又は居所
氏名又は名称
国籍」を「【更新登録出願人】
氏名又は名称」に改め、同様式の備考3中「7から16」を「7から15」に改める。

第六条 商標法施行規則の一部を次のように改正する。
第三条の四を第三条の七とする。
第三条の三の次に次の三条を加える。
(登録異議申立書等の様式)

第三条の四 商標法第十六条の四第二項の登録異議申立書は、様式第七の二により作成しなければならない。

2 商標法第十六条の六の登録異議申立書は、様式第七の三により作成しなければならない。
(登録異議の申立てについての決定の記載事項)

第三条の五 商標法第十六条の七第一項の決定には、次に掲げる事項を記載し、決定をした審査官が記名し、印を押さなければならない。

一 商標登録出願の番号
二 商品及び役務の区分
三 商標登録出願人及び登録異議申立人並びにこれらの代理人の氏名又は名称
四 決定の趣旨及び理由
五 決定の年月日

(決定の謄本の送付)
第三条の六 特許庁長官は、審査に関し決定があつたときは、法令に別段の定めがある場合を除き、その謄本を商標登録出願人及び登録異議申立人に送付しなければならない。

第六条第五項中「及び特許異議の申立て」を削り、「感る。」の下に「及び第三十七条を「除く。」の下に「並びに第五十条、第五十条の二、第五十二条、第五十四条及び第五十六条」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「特許法」を「第三条の四及び第三条の五並びに特許法」に「第七項」を「第八項」に「および」を「及び」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第三条の四から第三条の六までの規定は、防護標章登録出願に係る登録異議の申立ての審査に準用する。

様式第三十三の備考4及び様式第六の備考5中「第6条第9項」を「第6条第10項」に改める。
様式第七の次に次の二様式を加える。

様式第七の2 (第3条の4関係)
商標登録異議申立書
平成 年 月 日

特許印紙

(円)
特許庁長官 殿
1 事件の表示
2 商標登録異議申立人
住所(居所)
氏名(名称) ㊦
(国籍)
3 代理人
住所(居所)
氏名(名称) ㊦
4 商標登録出願人
氏名(名称)
5 申立ての理由
6 証拠方法
7 添付書類又は添付物件の目録
〔備考〕

1 「事件の表示」の欄には、「平成何年商標登録願第何号、平成何年出願公告第何号」のように商標登録出願の番号及び出願公告の番号を記載する。ただし、審判において出願公告されたものに対する商標登録異議の申立ての場合は、審判の番号を記載する。
2 その他は、様式第1の備考2並びに様式第2の備考1、3、4、9、11、12、14及び15、18から20までと同様とする。

様式第七の3 (第3条の4関係)
商標登録異議答弁書
平成 年 月 日

特許庁審査官 殿
(特許庁審判長 殿)
1 事件の表示

- 2 商標登録出願人
住所(居所)
氏名(名称) ㊦
- 3 代理人
住所(居所)
氏名(名称) ㊦
- 4 商標登録異議申立人
氏名(名称)
- 5 理由
- 6 証拠方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録
(備考)

様式第1の備考2、様式第2の備考1、3、9から12及び15、18から20並びに様式第7の2の備考1と同様とする。

様式第八及び様式第九中「(第3条の4関係)」を「(第3条の7関係)」に改める。

(特許登録令施行規則の一部改正)

第七条 特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「並びに」の下に「特許異議の申立てについての確定した決定」を加え、「第百二十六条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項」を「若しくは第百二十六条第一項」に「又はこれらの審判の確定審決に対する再審の」を「の確定審決又は再審の確定した決定若しくは」に改め、同条第九項中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

第二十八条第一項中「出願公告の年月日、出願公告の番号」を削り、同条第二項中「パリ条約(千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十二年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ)第四条A(1)を「同法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項」に、「最初に出願をし、又は同条A(2)の規定により最初に出願したものと認められたパリ条約の同盟国」を「当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国」に「されたパリ条約の同盟国」を「された国」に「パリ条約第四条A(1)」を「同法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項中「おいて」の下に「特許出願の願書又は特許法第三十四条第四項若しくは第五項の規定による願出書」を加え「の規定により同条の規定する事実を証明する書面が提出」を「第一項に規定する事実が記載」に改める。

第三十一条第一項中「特許法」を「特許異議の申立てについての確定した決定、特許法」に、「第百二十六条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項」を「若しくは第百二十六条第一項」を「若しくは第百二十六条第二項」に「審判の」を「確定した決定若しくは」に改める。

第三十七条の見出し中「確定審決」を「確定審決等」に改め、同条第一項中「特許法」を「特許異議の申立てについての確定した決定、特許法」に、「第百二十六条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項」を「若しくは第百二十六条第一項」に「又は再審」を「の確定審決又は再審の確定した決定若しくは」に改め、「表示部」の下に「特許異議」を「番号」の下に「決定又は」を「並びに」の下に「確定した決定又は」を加え、同条第二項中「審判または」を削り、「抹消」を「抹消」に改める。

第三十八条第二項中「または第五号」を「第五号又は第六号」に「表示部に審判または」を「表示部に申立て又は審判若しくは」に「審判または」を「特許異議、審判又は」に「および」を「及び申立てに係る特許の表示又は」に改める。

様式第一を次のように改める。

| 特許 第 号 | | 表 示 部 | | | |
|---------------------------------|-------------------|-----------|--|-----------|--|
| 表示番号 (付記) | 登 録 事 項 | | | | |
| 1 番 | 出 願 年 月 日 | | | 出 願 番 号 | |
| | 査 定 (審 決) 年 月 日 | | | 請 求 項 の 数 | |
| | 優 先 権 主 張 | 国 名 | | | |
| | | 出 願 年 月 日 | | 件 数 | |
| 発 明 の 名 称 | | | | | |
| 登 録 年 月 日 | | | | | |
| 特 許 料 記 録 部 | | | | | |
| 特 許 料 | | | | | |
| 軽 減 免 除 猶 予 又 は 返 還 に 関 す る 事 項 | | | | | |
| 甲 区 | | | | | |
| 順 位 番 号 (付 記) | 登 録 事 項 | | | | |
| 乙 区 | | | | | |
| 順 位 番 号 (付 記) | 登 録 事 項 | | | | |
| 丙 区 | | | | | |
| 順 位 番 号 (付 記) | 登 録 事 項 | | | | |
| 丁 区 | | | | | |
| 順 位 番 号 (付 記) | 登 録 事 項 | | | | |
| 特 許 管 理 人 記 録 部 | | | | | |

様式第一(第一条の二関係)

(実用新案登録令施行規則の一部改正)

第八条 実用新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項中「実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又はこれらの」を「審判又はその」に改める。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「第六条第四号」を「第六条第六号」に改める。

第三十八条第一項中「パリ条約第四条D)の規定により」を「パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国において」に改める。

第五十二条第五号中「に係る国際出願番号」を「の請求に係る国際出願の国際出願番号」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八十四条の十六第四項」を「第百八十四条の二十四第四項」に、「第四十八条の十四第四項」を「第四十八条の十六第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により識別番号を記載した場合には、その手続に係る書面に特許法施行規則第一条第三項(第六十一条第一項及び実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する住所又は居所を記載することを省略することができる。

第四条第一項中「第六条第一項において」を「第二十三条第一項において」に改める。

第六条第一項中「第一条第十五号から第十九号」を「第一条第十六号から第二十号」に、「第十三号」を「第十四号」に、「第一条第十四号」を「第一条第十五号」に改め、「第十条(法第四十一条第二項)の下に「及び実用新案法第二条の五第二項」を加え、「実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二の規定による証明」を「の規定による証明」に改める。

第九条中「第一条第九号」を「第一条第十号」に改める。

第十条中「第一条第十三号」を「第一条第十四号」に改める。

第十一条第一項の表中第一号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|-----|-----------------------|----|--------|
| 一の二 | 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願 | 願書 | 様式第九の二 |
|-----|-----------------------|----|--------|

第十一条第一項の表中第八号の次に次の三号を加える。

| | | | |
|-----|-----------------------|-----------------------------|---------|
| 二八の | 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願 | 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面(図面を除く。) | 様式第十六の二 |
| 三八の | 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願 | 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面(図面に限る。) | 様式第十六の三 |
| 四八の | 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願 | 特許法第三十六条の二第二項の外国語要約書面 | 様式第十六の四 |

第十一条第一項の表中第十二号の次に次の四号を加える。

| | | | |
|------|---------------------------|-------------------|---------|
| 十二の二 | 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出 | 翻訳文提出書 | 様式第二十の二 |
| 十二の三 | 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出 | 翻訳文(明細書に係るものに限る。) | 様式第二十の三 |
| 十二の四 | 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出 | 翻訳文(図面に係るものに限る。) | 様式第二十の四 |
| 十二の五 | 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出 | 翻訳文(要約書に係るものに限る。) | 様式第二十の五 |

第十一条第一項の表中第十六号中「第一条第八号」を「第一条第九号」に改め、同表第十七号中「第一条第九号」を「第一条第十号」に改め、同表第十九号中「第一条第十二号」を「第一条第十三号」に改め、同表第二十号中「第一条第十四号」を「第一条第十五号」に改め、「補正」の下に「(改号に掲げるものを除く。)」を加え、同表第二十号の七中「第一条第十九号」を「第一条第二十号」に、「様式第二十八の七」を「様式第二十八の八」に改め、同号を同表第二十号の八とし、同表第二十号の六中「第一条第十八号」を「第一条第十九号」に、「様式第二十八の六」を「様式第二十八の七」に改め、同号を同表第二十号の七とし、同表第二十号の五中「第一条第十八号」を「第一条第十九号」に、「様式第二十八の五」を「様式第二十八の六」に改め、同号を同表第二十号の六とし、同表第二十号の四中「第一条第十七号」を「第一条第十八号」に、「様式第二十八の四」を「様式第二十八の五」に改め、同号を同表第二十号の五とし、同表第二十号の三中「第一条第十五号」を「第一条第十六号」に改め、「パリ条約第四条D)の規定により」を削り、「実用新案登録出願について」の下に「パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特許法第四十三条の二第二項の特定国において」を加え、「様式第二十八の三」を「様式第二十八の四」に改め、同号を同表第二十号の四とし、同表第二十号の二中「第一条第十五号又は第十六号」を「第一条第十六号又は第十七号」に、「様式第二十八の二」を「様式第二十八の三」に改め、同号を同表第二十号の三とし、同表中第二十号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|------|------------------|-------|----------|
| 二十の二 | 翻訳訂正書の提出による手続の補正 | 翻訳訂正書 | 様式第二十八の一 |
|------|------------------|-------|----------|

第十二条の表令第一条第二号に規定する手続の項中「第一条第二号」を「第一条第三号」に改め、同表令第一条第三号に規定する手続の項中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改め、同表令第一条第四号に規定する手続の項中「第一条第四号」を「第一条第五号」に改め、「第四十三条第一項(の下に「同法第四十三条の二第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。))及び」を加え、同表令第一条第五号に規定する手続の項中「第一条第五号」を「第一条第六号」に改める。

第十九条第一項第四号中「第二十七条」を「第二十七条第二項」に「の規定により提出すべき」を「に規定する」に改める。

第二十三条第三号中「第四十三条第二項(の下に「同法第四十三条の二第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。))及び」を加える。

第三十条を次のように改める。

(フレキシブルディスクに添付する図面の様式)

第三十条 令第九条ただし書に規定する図面(特許法第三十六条の二第一項の外国語書面(図面に限る。))を除く。)は様式第四十六により、同項の外国語書面(図面に限る。)は様式第四十六の二により作成しなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(書面の提出による手続に係る書面の指定)

第三十二条の二 令第十二条の要領に定める書面は、特許出願に規則第二十五条の七第一項に規定する翻訳文提出書とする。

第三十三条中「又は実用新案登録出願」を「若しくは実用新案登録出願」に、「又は発明書」を「若しくは発明書、特許法第三十六条の二第一項の外国語書面(図面を除く。)(若しくは外国語要約書面又は同条第二項に規定する翻訳文(図面に係るものを除く。))」に、「若しくは様式第三十一」を「様式第三十一、様式第三十一の二、様式第三十一の四、様式第三十一の六若しくは様式第三十一の八」に改める。

第三十四条中「又は実用新案登録出願に係る」を「若しくは実用新案登録出願又は特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出に係る」に改め、同条第三号中「又は」を「若しくは」に、「の出願」を「又は特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出に係る書面の提出」に改め、同条第四号中「整理番号」の下に「(特許出願又は実用新案登録出願の番号の通知がなされているときは、その番号)」を加える。

第六十一条第一項中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改める。

様式第一の備考4に次のように書を加える。

ただし、識別番号を記載したときは、「郵便番号」及び「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

様式第一の備考11中「第3条の規定により同盟国」を「の同盟国又は世界貿易機関の加盟国」に改め、同様式の備考12に次のように書を加える。

ただし、その国籍が、「住所又は居所」の欄に記載した国と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。

様式第一の備考13中「には記入する」を「の欄は設ける」に改め、同様式の備考15中「記入する」を「設ける」に改める。

様式第二の備考3中「12から14まで」を「13、14」に改め、同備考を同様式の備考4へ、同様式中備考2を備考3へ、同様式の備考1中「には記入する」を「は設ける」に改め、同備考を同様式の備考2へ、同様式は備考1へ、同備考の次に次のように加える。

1 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「住所又は居所」の欄に記載した国(第2条第2項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国)と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。

様式第三の備考中「6まで」を「3まで、5、6」に、「様式第2の備考1」を「様式第2の備考1及び2」に改め、同備考に添付し、次のように加える。

この場合において、様式第1の備考12中「住所又は居所」とあるのは「新住所又は新居所」と読み替えるものとする。

様式第四の備考2及び様式第五の備考2中「5まで」を「3まで、5」に、「様式第2の備考1」を「様式第2の備考1及び2」に改める。

様式第六の備考2中「6まで」を「3まで、5」に、「様式第2の備考1」を「様式第2の備考1及び2」に改める。

様式第七中「【発明の名称】」を削り、同様式の備考5中「には記入する」を「の欄は設ける」に改め、同様式の備考6に次のように書を加える。

ただし、識別番号を記載したときは、「【郵便番号】」及び「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

様式第七の備考13中「には記入する」を「は設ける」に改める。

「【手数料の表示】」

「【手数料の表示】」

様式第九中 「(納付方法) (予納台帳番号) (納付金額)」 を 「(予納台帳番号) (納付金額)」 に改め、同様式の備考9に次のように書を加える。

ただし、識別番号を記載したときは、「【郵便番号】」及び「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

ただし、識別番号を記載したときは、「【郵便番号】」及び「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

様式第九の備考8中「には記録する」を「の欄は設ける」に改め、同様式の備考13中「第3条の規定により同盟国」を「の同盟国又は世界貿易機関の加盟国」に改め、同様式の備考12に次のように書を加える。

ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国(第2条第2項の規定によりその記録を省略した場合には、省略した国)と同一であるときは、「(【国籍】)」の欄は設けるには及ばない。

様式第九の備考15中「には記録する」を「は設ける」に改め、同様式の備考16中「(【納付方法】)」には「予納」と記録し、同様式の備考17中「第43条第1項」の次に「(同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。)」を、「代えてパリ条約による優先権」の次に「又はパリ条約の例による優先権を主張」を加え、「【パリ条約による優先権主張】」を「【パリ条約による優先権等の主張】」に、「最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた」と「これらの優先権の主張の基礎とされた」に改め、同様式の備考18中「パリ条約による優先権主張」を「パリ条約による優先権等の主張」に改める。

様式第九の次に次の様式を加える。

様式第9の2 (第11条関係)

- 【書類名】 特許願
- 【整理番号】
- 【特記事項】 特許法第36条の2第1項の規定による特許出願
- 【提出日】 平成 年 月 日
- 【あて先】 特許庁長官 殿
- (【国際特許分類】)
- 【発明の名称】
- 【請求項の数】
- 【発明者】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名】
- 【特許出願人】
 - 【識別番号】
 - 【郵便番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - (【国籍】)
- 【代理人】
 - 【識別番号】
 - 【郵便番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- (【手数料の表示】)
 - (【予納台帳番号】)
 - (【納付金額】)
- 【提出物件の目録】

| | |
|---------------|----|
| 【物件名】 外国語明細書 | 1 |
| 【物件名】 (外国語図面) | 1) |
| 【物件名】 外国語要約書 | 1 |

【備考】

- 1 「【発明の名称】」の欄には、外国語明細書の「Title of Invention」の欄に記載される発明の名称を日本語に翻訳したものを記録する。
- 2 その他は、様式第9の備考と同様とする。

「〔手数料の表示〕
〔納付方法〕
〔予納台帳番号〕
〔納付金額〕」
「〔手数料の表示〕
〔予納台帳番号〕
〔納付金額〕」
表示)
台帳番号) 』
金額) 』

様式第14の2の欄に「特許法施行規則第24条の2並びに特許法第36条第5項(第3号を除く。)及び第6項」並びに「特許法第36条第5項及び第6項並びに特許法施行規則第24条の3」を「記録しなければならない」を「記録する」に改定し、同様に「記録する」を「記録しなければならない」に改定する。

12 「【発明の詳細な説明】」の欄には、特許法第36条第4項及び特許法施行規則第24条の2に規定するところに従い、次の要領で記録する。

イ 発明の技術上の意義を理解するために必要な事項として、原則として、特許を受けようとする発明の属する技術の分野、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記録する。この場合において、各記録事項の前には、「【発明の属する技術分野】」「【発明が解決しようとする課題】」及び「【課題を解決するための手段】」の見出しを付す。

ロ 特許を受けようとする発明に関連する従来技術があるときは、なるべくそれを記録し、その従来技術に関する文献が存在するときは、その文献名もなるべく記録する。この場合において、その記録は、原則として発明が解決しようとする課題の記録の前に記録するものとし、当該記録事項の前には、「【従来技術】」の見出しを付す。

ハ 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記録し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記録する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記録する。この場合において、各記録事項の前には、「【発明の実施の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付す。

ニ 特許を受けようとする発明が従来技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記録し、当該記録事項の前には、「【発明の効果】」の見出しを付す。

ホ 塩基配列又はアミノ酸配列を記録する場合には、「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」(平成2年11月26日特許庁公示)に従って作成した配列表を記録する。

ヘ 「【発明の詳細な説明】」の欄には、原則として、段落の前に、それぞれ「【(区点番号1-58)及び(区点番号1-59)を付した4桁のアラビア数字で「0001】」「【0002】」のように連続した段落番号を付す。1の段落番号を付した段落中には複数の見出しを記録してはならない。

様式第14の2の欄に「目的、構成等の項目に分けて、及び「が解決しようとする課題、その解決手段等を」を「【目的】」「【構成】」及び「【課題】」「【解決手段】」に改定する。

様式第14の2の欄に「目的、構成等の項目に分けて、及び「が解決しようとする課題、その解決手段等を」を「【目的】」「【構成】」及び「【課題】」「【解決手段】」に改定する。

様式第16の2 (第11条関係)
【書類名】 外国語明細書
1 Title of Invention
2 Claims
3 Detailed Description of Invention
4 Brief Description of Drawings

【備考】
1 「外国語明細書」は、特許法第36条第4項、第5項及び第6項並びに特許法施行規則第24条の2及び第24条の3に規定するところに従い記録する。
2 「【書類名】 外国語明細書」は、日本語で記録する。
3 その他は、様式第14の備考と同様とする。

様式第16の3 (第11条関係)
【書類名】 外国語図面
【備考】
1 「【書類名】 外国語図面」は、日本語で記録する。
2 その他は、様式第15の備考と同様とする。

様式第16の4 (第11条関係)
【書類名】 外国語要約書
1 Abstract
2 Representative Drawing
【備考】
1 「外国語要約書」は、特許法第36条第7項及び特許法施行規則第25条の2に規定するところに従い記録する。
2 「【書類名】 外国語要約書」は、日本語で記録する。
3 外国語要約書は、日本語に翻訳した場合に400字以内となるように簡潔に記録する。
4 その他は、様式第16の備考と同様とする。

「〔手数料の表示〕
〔納付方法〕
〔予納台帳番号〕
〔納付金額〕」
「〔手数料の表示〕
〔予納台帳番号〕
〔納付金額〕」
様式第14の2の欄に「目的、構成等の項目に分けて、及び「が解決しようとする課題、その解決手段等を」を「【目的】」「【構成】」及び「【課題】」「【解決手段】」に改定する。

ただし、識別番号を記録したときは、「【郵便番号】」及び「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
様式第14の2の欄に「には記録する」を「の欄は設ける」に改定し、同様に「には記録する」を「の欄は設ける」に改定する。

ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記録した国(第2条第2項の規定によりその記録を省略した場合にあっては、省略した国)と同一であるときは、「【国籍】」の欄は設けるには及ばない。
様式第14の2の欄に「には記録する」を「は設ける」に改定し、同様に「には記録する」を「は設ける」に改定する。

「【納付方法】」には「予納」と記録し、同様に「【予納台帳番号】」に「第43条第1項」を「【実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第3項において準用する場合を含む。】」を「代えてパリ条約による優先権」を「又はパリ条約の例による優先権」に改定し、「【パリ条約による優先権主張】」及び「【パリ条約による優先権等の主張】」を「【パリ条約による優先権主張】」及び「【パリ条約による優先権等の主張】」に改定し、「【パリ条約による優先権主張】」及び「【パリ条約による優先権等の主張】」を「【パリ条約による優先権主張】」及び「【パリ条約による優先権等の主張】」に改定する。

「〔手数料の表示〕
〔納付方法〕
〔予納台帳番号〕
〔納付金額〕」
「〔手数料の表示〕
〔予納台帳番号〕
〔納付金額〕」
様式第14の2の欄に「目的、構成等の項目に分けて、及び「が解決しようとする課題、その解決手段等を」を「【目的】」「【構成】」及び「【課題】」「【解決手段】」に改定する。

様式第14の2の欄に「目的、構成等の項目に分けて、及び「が解決しようとする課題、その解決手段等を」を「【目的】」「【構成】」及び「【課題】」「【解決手段】」に改定する。

11 「【考案の詳細な説明】」の欄には、実用新案法第5条第4項及び実用新案法施行規則第3条の2に規定するところに従い、次の要領で記録する。

イ 考案の技術上の意義を理解するために必要な事項として、原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記録する。この場合において、各記録事項の前には、「【考案の属する技術分野】」「【考案が解決しようとする課題】」及び「【課題を解決するための手段】」の見出しを付す。

- ロ 実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来の技術があるときは、なるべくそれを記録し、その従来の技術に関する文献が存在するときは、その文献名もなるべく記録する。この場合において、その記録は、原則として考案が解決しようとする課題の記録の前に記録するものとし、当該記録事項の前には、「【従来の技術】」の見出しを付す。
- ハ 実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記録し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記録する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記録する。この場合において、各記録事項の前には、「【考案の実施の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付す。
- ニ 実用新案登録を受けようとする考案が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記録し、当該記録事項の前には、「【考案の効果】」の見出しを付す。
- ホ 塩基配列又はアミノ酸配列を記録する場合には、「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」(平成2年11月26日特許庁公示)に従って作成した配列表を記録する。
- ヘ 「【考案の詳細な説明】」の欄には、原則として、段落の前に、それぞれ「J」(区点番号1-58)及び「J」(区点番号1-59)を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。1の段落番号を付した段落中には複数の見出しを記録してはならない。

「目的、構成等の項目に分けて、」及び「が解決しようとする課題、その解決手段等を」として「【目的】」、「【構成】」及び「【課題】」、「【解決手段】」を記載する。

株式第20の2 (第11条関係)

【書類名】 翻訳文提出書

【提出日】 平成 年 月 日

【あて先】 特許庁審査官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【確認事項】

【提出物件の目録】

| | | |
|-------|------------|----|
| 【物件名】 | 外国語明細書の翻訳文 | 1 |
| 【物件名】 | (外国語図面の翻訳文 | 1) |
| 【物件名】 | 外国語要約書の翻訳文 | 1 |

【備考】

- 1 「【特許出願人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【特許出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記録した整理番号を記録する。
- 3 「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 4 「【確認事項】」の欄には、本書に添付した翻訳文は、外国語書面出願の願書に添付して提出した外国語明細書、外国語図面及び外国語要約書に記載した事項を過不足なく適正な日本語に翻訳したものである旨を記録する。
- 5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、9、11、15から17まで、26及び27と同様とする。

様式第20の3 (第11条関係)

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

【発明の詳細な説明】

【図面の簡単な説明】

(【図1】)

【備考】

- 1 外国語明細書の翻訳文は、次の要領で記録する。
 - イ 外国語明細書に記載した「Title of Invention」、「Claims」、「Detailed Description of Invention」及び「Brief Description of Drawings」の欄名は、各々「【発明の名称】」、「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」及び「【図面の簡単な説明】」と翻訳する。
 - ロ 「【特許請求の範囲】」の欄の請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記録する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記録するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記録する。

様式第28の2 (第11条関係)

【書類名】 誤訳訂正書
【提出日】 平成 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】
【特許出願人】
【識別番号】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【発送番号】

【訂正により増加する請求項の数】

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】
【訂正対象項目名】
【訂正方法】
【訂正の内容】

【訂正の理由等】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】 訂正の理由の説明に必要な資料 1

【備考】

- 1 「【誤訳訂正1】」の欄は、次の要領で記録する。
 - イ 「【訂正対象書類名】」は、「明細書」、「図面」のように補正する書類名を記録する。
 - ロ 「【訂正対象項目名】」は、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項〇」、段落番号「〇〇〇〇」、「図〇」、「符号の説明」のように補正をする単位名を記録する。
 - ハ 「【訂正方法】」は、補正をする単位において、明細書又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記録する。
 - ニ 「【訂正の内容】」は、「【訂正対象項目名】」に記録した事項(前に「【】(区点番号1-58)、後ろに「【】(区点番号1-59)を付す。)及び補正後の内容を記録する。この場合において、「【訂正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書の全文又は図面の全図を「【書類名】」とともに記録し、「【訂正方法】」が「削除」のときは、「【訂正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

- 2 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【誤訳訂正1】」の欄の次に「【誤訳訂正2】」、「【誤訳訂正3】」のように記録する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】
【訂正対象項目名】
【訂正方法】
【訂正の内容】

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】
【訂正対象項目名】
【訂正方法】
【訂正の内容】

- 3 「【訂正の理由等】」の欄には、補正をする事項に対応する外国語明細書又は外国語図面の記載事項とその記載個所、補正前の明細書又は図面の記載が適切でない翻訳によるものである理由及び補正後の明細書又は図面の記載が適切な翻訳によるものである理由(以下この様式において「訂正理由等」という。)を具体的に記録する。備考2に従い【誤訳訂正1】、【誤訳訂正2】のように複数の欄を設けたときは、それらに対応する訂正理由等を「(訂正の理由1)」、「(訂正の理由2)」のようにそれぞれ見出しを付して記録する。また、1の補正をする単位中において2以上の個所を補正するときは、それらに対応する訂正理由等を「(訂正の理由1-1)」、「(訂正の理由1-2)」のようにそれぞれ見出しを付して記録する。
- 4 「(【手数料の表示】)」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「(【予納台帳番号】)」には予納台帳の番号を、「(【納付金額】)」には見込額から納付に充てる手数料の額(出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあっては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。))を記録する。
- 5 訂正理由等の説明をするために辞書の写し等の資料が必要となるときは、「訂正の理由の説明に必要な資料」として、これを「【提出物件の目録】」の欄の次に頁を改めて記録し、その資料により説明をする訂正理由等との対応関係を明らかにするために、当該記録事項の上に「(訂正の理由1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由2の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由1-1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由1-2の説明に必要な資料)」のように記録する。当該資料は、横150mm、縦245mmを超えて記録してはならない。
- 6 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、9、11、15から17まで、様式第21の備考1から5まで、様式24の備考1及び4、様式第27の備考1並びに様式第28の備考4及び5と同様とする。この場合において、様式第21の備考4及び5中「【代理人】」とあるのは「(【手数料の表示】)」と、様式第27の備考1中「【意見の内容】」とあるのは「【訂正の内容】及び【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。

【特許出願人】

【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【国籍】)

【(【特許料の表示】)

(【納付方法】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)

【(【特許料の表示】)

(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
(【納付方法】)

には「予納」と記録し、
には「及び11」と記録し、

様式第59の2 (第41条の3関係)

包括納付申出書

平成 年 月 日

- 1 特許庁長官 殿
申出人
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称
予納台帳番号
- 2 代理人
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 3 特定出願人
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 4 特定代理人
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称

㊟ 又は 識別ラベル

㊟ 又は 識別ラベル

㊟ 又は 識別ラベル

㊟ 又は 識別ラベル

〔備考〕

- 1 「申出人」の欄の「予納台帳番号」には、申出人の予納台帳の番号を記載する。
- 2 「特定出願人」又は「特定代理人」の欄には、第41条の2第1項の規定により当該包括納付申出書を援用して特許料の納付の申出をしようとする特許出願の出願人又は代理人を明瞭に記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から6まで、8、10、14及び16から18まで並びに様式第2の備考2と同様とする。

様式第59の3 (第41条の3関係)

包括納付援用制限届

平成 年 月 日

- 1 特許庁長官 殿
届出者
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称
(特許出願人との関係)
- 2 代理人
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称

㊟ 又は 識別ラベル

㊟ 又は 識別ラベル

3 届出の内容

- (1) 特許出願番号
- (2) 特許査定謄本の送達日
- (3) 予納台帳番号

〔備考〕

- 1 「届出者」の欄の「(特許出願人との関係)」には、届出者が特許出願人の場合に限り「本人」と記載する。
- 2 「届出の内容」の欄の「特許出願番号」には包括納付申出書の援用を制限する特許出願の番号を、「特許査定謄本の送達日」には当該特許出願について特許査定の謄本の送達があった日を記載する。
- 3 「届出の内容」の欄の「予納台帳番号」には、援用を制限する包括納付申出書の「申出人」の欄に記載した予納台帳番号を記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考1から6まで、8、10、14及び16から18まで並びに様式第2の備考2と同様とする。

様式第59の4 (第41条の4関係)

包括納付取下書

平成 年 月 日

- 1 特許庁長官 殿
包括納付申出書番号
- 2 申出人
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 3 代理人
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称

㊟ 又は 識別ラベル

㊟ 又は 識別ラベル

〔備考〕

様式第1の備考1から6まで、8、10、14及び16から18まで並びに様式第2の備考2と同様とする。

(関係書類送附書類の1部を以て)

第十二条 関係書類送附書類(昭和十七年関係書類令第七十三号)の1部を次のように改正する。

第五十条第二項中「および関係」と「及び関係」と「書類および」と「書類、特許取扱いの申立て及びその書類及び関係」となる。

第五十条の十第一項中「関係書類」のトと「特許取扱い書類」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法令が、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という)の施行の日(平成七年七月一日)から施行する。ただし、第一条の規定、第三条中家用新築並施行規則第二十二條及び第二十三條第三項の改正規定、関係書類令第十五の改正規定(「【考案の名称】」を削る部分を除く。)並びに関係書類令十六の改正規定(関係書類令を削る部分に限る。)第四条中並立並施行規則第二十一條第二項の改正規定(公告)を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。)並びに

同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七条の規定（特許登録会施行規則第七条第三項、第三十一条第一項及び第三十七條第一項の改正規定中「、第二百二十六条第一項若しくは第八十四条の十五第一項」を「若しくは第二百二十六条第一項」に改める部分並びに同規則第二十八條第二項及び第三項の改正規定を除く。）、第十一条及び第十二条の規定並びに附則第一条、第四条及び第五条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

（第二条の規定による特許法施行規則の改正に伴う経過措置）
 第二条 この法令の施行前にした特許出願であつて、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の趣本の送附があつたものについての情報の提供については、第二条の規定による改正後の特許法施行規則第十三条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（改正法附則第三条第一項の手續補正書の様式）

第三条 改正法附則第三条第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面についての補正は、特許法施行規則第十一条第一項の規定にかかわらず、特許出願（同規則第四条の二第一項の国際特許出願書を除く。）についてする場合（次項に掲げる場合を除く。）は附則様式第一により、同項の国際特許出願書についてする場合は附則様式第二によりしなければならない。

2 前項に規定する補正を電子情報処理機構を従用して又はフレキシブルディスクの提出により行う場合は、工業所有権に関する手續等の特別に関する法律施行規則第十一条第一項の規定にかかわらず、附則様式第三によりしなければならない。

附則様式第一（附則第3条関係）

特許
印紙

(円)

【書類名】 手續補正書
 【提出日】 平成 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

【事件との関係】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

㊦ 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

㊦ 又は 識別ラベル

【補正により増加する請求項の数】

【その他】 平成6年改正法附則第3条第1項の規定による補正

【手續補正1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

（【手数料の表示】）

（【予約台帳番号】）

（【納付金額】）

【備考】

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りよりにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「】」を用いるときを除く。）
- 5 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 6 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 7 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【郵便番号】」及び「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、片仮名で振り仮名を付ける。
- 9 「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手續を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【営業所郵便番号】」及び「【営業所】」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 11 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁理士のときは、「【弁理士】」と記載する。
- 12 代理人によるときは本人の印及び識別ラベルは不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 13 印を押すときは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。
- 14 「【補正をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補正をする者】

【事件との関係】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

㊦ 又は 識別ラベル

【補正をする者】

【事件との関係】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

㊦ 又は 識別ラベル

15 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

㊤ 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

㊤ 又は 識別ラベル

16 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 「【補正対象書類名】」は、「明細書」、「図面」、のように補正する書類名を記載する。

ロ 「【補正対象項目名】」は、「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項〇」、段落番号「〇〇〇〇」、「図〇」、「符号の説明」、「全文」、「全図」のように補正をする単位名を記載する。

ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、明細書又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。

ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「【」、後ろに「】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書の全文又は図面の全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

17 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名称】」、「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」若しくは「【図面の簡単な説明】」の欄若しくは「【特許請求の範囲】」の欄の「【請求項〇】」、「【発明の詳細な説明】」の欄の段落番号「【〇〇〇〇】」若しくは「【図面の簡単な説明】」の欄の図の説明の「【図〇】」若しくは「【符号の説明】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと）。この場合において、明細書の全文を補正するときを除き、「【特許請求の範囲】」の欄に記載した請求項の数を増加又は減少する補正をするときは、特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の際の送達があった後の補正をするときは、「【特許請求の範囲】」の欄を単位として、「【発明の詳細な説明】」の欄に記載した段落番号「【〇〇〇〇】」の数を増加又は減少する補正をするときは、「【発明の詳細な説明】」の欄を単位として補正しなければならない。

18 図面を補正するときは、全図又は「【図〇】」を単位として補正しなければならない。

19 図又は化学式、数式、表若しくは日本工業規格X0208号（昭和58年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X0208号」という。）に定められている文字以外の文字（以下「化学式等」という。）を「【補正の内容】」中に記載する場合は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記載してはならない。

20 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

21 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合において、1請求項を増加すること、出願審査の請求をする者が特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。

22 「（【手数料の表示】）」の欄は、備考21の手数料の納付に際して工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

23 手続補正書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

24 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。

25 とじ方は左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

26 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

27 特許法施行規則第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

附則様式第2（附則第3条関係）

手 続 補 正 書

（平成6年改正法附則第3条第1項の規定による補正）

平成 年 月 日

特許印紙

（円）

特許庁長官 殿

- 1 事件の表示
- 2 補正をする者
 - 事件との関係
 - 住所（居所）
 - 氏名（名称）

㊤

- 3 代理人
住所(居所)
氏名(名称) ㊟
- 4 補正により増加する請求項の数
- 5 補正の対象
- 6 補正の内容
〔備考〕
- 1 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
 - 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
 - 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りよにかつ容易に消すことができないように書く。
 - 4 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のもの(特許法第162条に規定する審査に係属中のものを除く。)については「平成何年審判第何号」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「平成何年再審第何号」のように再審の番号を、その他のものについては、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記載する。ただし、国際特許出願であって、出願の番号が通知されていないときは、「PCT/〇〇〇〇/〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載する。
 - 5 「事件との関係」の欄には、「特許出願人」のように補正をする者と事件との関係を記載する。
 - 6 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。
 - 7 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。
 - 8 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称とその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
 - 9 日本に営業所を有する外国人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
 - 10 代理人によるときは本人の印は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
 - 11 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加すごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはり、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。
 - 12 「補正の対象」の欄には、「明細書の特許請求の範囲の欄」のように補正をする書類名と補正をする個所を記載する。
 - 13 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載する。
 - 14 明細書又は図面の全文を補正するときは、「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、補正した明細書(補正により特許請求の範囲の記載を変更した個所があるときは、その個所に下線を引くこと。)又は図面を別紙として添付しなければならない。特許請求の範囲を補正するとき(明細書の全文を補正するときを除く。)は、「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、その補正後の特許請求の範囲の全文を記載した書面(補正により変更した個所に下線を引くこと。)を別紙として添付しなければならない。
 - 15 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押す。
 - 16 とじ方は左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
 - 17 手続補正書と添付書類との間及び添付書類各ページの間割印する。

附則様式第3(附則第3条関係)

【書類名】 手続補正書
【提出日】 平成 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

【事件との関係】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正により増加する請求項の数】

【その他】 平成6年改正法附則第3条第1項の規定による補正

【手続補正1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

- 1 1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。
- 2 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「【】(日本工業規格X0208号区点番号(以下「区点番号」という。)1-58)、「】」(区点番号1-59)、「▲」(区点番号2-5)及び「▼」(区点番号2-7)は用いてはならない(欄名の前後に「【】(区点番号1-58)及び「】」(区点番号1-59)を、又は置き換えた文字の前後に「▲」(区点番号2-5)及び「▼」(区点番号2-7)を用いるときを除く。)。日本工業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」(区点番号2-5)、後ろに「▼」(区点番号2-7)を付す。
- 3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記録する。
- 4 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記録し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【郵便番号】」及び「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

- 6 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、片仮名で振り仮名を付ける。
- 7 「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。
- 8 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】(名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】)」の次に「【営業所郵便番号】」及び「【営業所】」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 9 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記録し、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記録する。
- 10 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】(代理人が法人にあっては、「【代表者】)」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「特許出願人〇〇の代理人」のように記録する。
- 11 代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 12 「【補正をする者】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【補正をする者】
 - 【事件との関係】
 - 【識別番号】
 - 【郵便番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - 【補正をする者】
 - 【事件との関係】
 - 【識別番号】
 - 【郵便番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 13 「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【代理人】
 - 【識別番号】
 - 【郵便番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - 【代理人】
 - 【識別番号】
 - 【郵便番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 14 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記録する。
- イ 「【補正対象書類名】」は、「明細書」、「図面」のように補正する書類名を記録する。
 - ロ 「【補正対象項目名】」は、「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項〇」、段落番号「〇〇〇〇」、「図〇」、「符号の説明」、「全文」、「全図」のように補正をする単位名を記録する。

- ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、明細書又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記録する。
- ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記録した事項(前に「【(区点番号1—58)、後ろに【(区点番号1—59)】を付す。】及び補正後の内容を記録する。この場合において、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書の全文又は図面の全図を「【書類名】」とともに記録し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。
- 15 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名称】」、「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」若しくは「【図面の簡単な説明】」の欄若しくは「【特許請求の範囲】」の欄の「【請求項〇】」、「【発明の詳細な説明】」の欄の段落番号「【〇〇〇〇】」若しくは「【図面の簡単な説明】」の欄の図の説明の「【図〇】」若しくは「【符号の説明】」を単位として補正しなければならない(補正により記載を変更した個所に下線を引くこと)。この場合において、明細書の全文を補正するときを除き、「【特許請求の範囲】」の欄に記載した請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の際の送達があった後の補正をするときは、「【特許請求の範囲】」の欄を単位として、「【発明の詳細な説明】」の欄に記載した段落番号「【〇〇〇〇】」の数を増加又は減少する補正をするときは、「【発明の詳細な説明】」の欄を単位として補正をしなければならない。
- 16 図面を補正するときは、全図又は「【図〇】」を単位として補正しなければならない。
- 17 図又は化学式等を「【補正の内容】」の欄に記録する場合は、横150mm、縦245mmを超えて記録してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記録してはならない。この場合において、令第6条ただし書の規定により図又は化学式等を記載した書面をフレキシブルディスクに添付して提出するときは、「【補正の内容】」の欄の当該図又は化学式等を記録しようとする位置に、図を記録しようとするときは「【図1】」、「【図2】」のように、化学式を記録しようとするときは「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記録しようとするときは「【数1】」、「【数2】」のように、表を記録しようとするときは「【表1】」、「【表2】」のように、日本工業規格X0208号に定められている文字以外の文字を記録しようとするときは「【外1】」、「【外2】」のように記録する。
- 18 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正をするときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記録する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【手続補正2】
 - 【補正対象書類名】
 - 【補正対象項目名】
 - 【補正方法】
 - 【補正の内容】
 - 【手続補正3】
 - 【補正対象書類名】
 - 【補正対象項目名】
 - 【補正方法】
 - 【補正の内容】
- 19 「【手数料の表示】」の欄は、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合において、1請求項を増加すること、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の納付に際して第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記録する。

20 第 6 条第 1 項の規定により包括委任状を援用するときは、「〔手数料の表示〕」の欄の次に「〔提出物件の目録〕」の欄を設け、その次に「〔包括委任状番号〕」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2 以上の包括委任状を援用するときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

- 【提出物件の目録】
- 【包括委任状番号】
- 【包括委任状番号】

21 特許法施行規則第 10 条の 2 の規定により証明書を省略するときは、「〔代理人〕」の欄の次に「〔提出物件の目録〕」の欄を設け、その次に「〔物件名〕」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、更にその次に「〔援用の表示〕」の欄を設けて、同条第 1 項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第 2 項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記録する。また、2 以上の証明書を援用するときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

- 【提出物件の目録】
- 【物件名】
- 【援用の表示】
- 【物件名】
- 【援用の表示】

(平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置)

第 4 条 特許法の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。)の施行前にした実用新案登録出願であつて、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がなされていないものに係る実用新案登録についての改正法附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第五章の規定による登録費の申立て並びにその審理及び決定については、第二条の規定による改正後の特許法施行規則第七章の規定を準用する。

2 平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願であつて、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がなされていないものについては、特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第 75 号。以下「平成五年改正省令」という。)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条の規定による改正前の実用新案法施行規則第六条第一項において準用する平成五年改正省令第一条の規定による改正前の特許法施行規則第十三条の二第一項の規定による情報の提供はできないものとし、第二条の規定による改正後の特許法施行規則第十三条の二第一項(第一号及び第四号を除く。)及び第二項の規定を当該実用新案登録出願についての情報の提供に準用する。

(旧実用新案登録令施行規則の技術的証書へ)

第 5 条 改正法附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法第十三条の規定による登録費の申立てに係る登録については、平成五年改正省令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年改正省令第六条の規定による改正前の実用新案登録令施行規則の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

| | | |
|----------|----------------------|--------------------------|
| 第二条の二第三項 | 実用新案法 | 登録費の申立てについての確定した決定、実用新案法 |
| | 又はこれらの審判の確定審決に対する再審の | の確定審決又は再審の確定した決定若しくは |

| | | |
|------------|----------------|--|
| 第 3 条第 3 項 | 第三十一条から第三十三条まで | 第三十一条、第三十三条 |
| | 第三十五条から第四十条まで | 第三十五条、第三十六条、第三十九条、第四十条 |
| | (登録の手続) | (登録の手続)並びに特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第 57 号)第七条の規定による改正後の特許法施行規則第三十一条、第三十七条及び第三十八条 |

(特許法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する)

第 6 条 平成五年改正省令の一部を次のように改正する。
 附則様式第一中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とし、5 を 4 とし、6 を 5 とし、7 を 6 とし、8 を 7 とし、同様式の備考 10 に次のただし書を加える。

ただし、その国籍が、「住所(居所)」の欄に記載した国と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。

附則様式第一の備考 11 中「には記入する」を「は設ける」と改める。

「〔手数料の表示〕」
 附則様式第二中 「〔納付方法〕」を「〔手数料の表示〕」とし、「〔予納台帳番号〕」を「〔予納台帳番号〕」とし、「〔納付金額〕」を「〔納付金額〕」とし、同様式の備考の次に次のただし書を加える。

ただし、識別番号を記載したときは、「〔郵便番号〕」及び「〔住所又は居所〕」の欄は設けるには及ばない。

附則様式第二の備考 11 中「には記入する」を「の欄は設ける」と改め、同様式の備考 11 に次のただし書を加える。

ただし、その国籍が、「〔住所又は居所〕」の欄に記載した国(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。)第 2 条第 2 項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国)と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。

附則様式第二の備考 11 中「には記入する」を「は設ける」と改め、同様式の備考 11 中「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。)」を「特例法施行規則」と改め、「〔(納付方法)〕」には「予納」と記載し、並びに、同様式の備考 11 中「次に〔特記事項〕」の欄を設けて、を「平成 5 年改正法附則第 5 条第 1 項の規定による実用新案登録出願」の記載の次に行を改めて、を改めて、同様式の備考 11 及び備考 12 中「〔パリ条約による優先権主張〕」及び「〔パリ条約による優先権等の主張〕」と改める。

「〔手数料の表示〕」
 附則様式第三中 「〔納付方法〕」を「〔手数料の表示〕」とし、「〔予納台帳番号〕」を「〔予納台帳番号〕」とし、「〔納付金額〕」を「〔納付金額〕」とし、同様式の備考の次に次のただし書を加える。

中、「〔(納付方法)〕」には「予納」と記載し、並びに、同様式の備考 11 中「次に〔特記事項〕」の欄を設けて、を「平成 5 年改正法附則第 5 条第 5 項の規定による実用新案登録出願」の記載の次に行を改めて、を改めて、同様式の備考 11 及び備考 12 中「〔パリ条約による優先権主張〕」及び「〔パリ条約による優先権等の主張〕」と改める。

「〔手数料の表示〕」
 附則様式第四中 「〔納付方法〕」を「〔手数料の表示〕」とし、「〔予納台帳番号〕」を「〔予納台帳番号〕」とし、「〔納付金額〕」を「〔納付金額〕」とし、同様式の備考の次に次のただし書を加える。

ただし、識別番号を記録したときは、「〔郵便番号〕」及び「〔住所又は居所〕」の欄は設けるには及ばない。

前副様式第四の備考の「には記録する」を「の欄は設ける」と改め、同様式の備考14に次のように章を加える。

ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記録した国（特例法施行規則第2条第2項の規定によりその記録を省略した場合にあっては、省略した国）と同一であるときは、「【国籍】」の欄は設けるには及ばない。

前副様式第四の備考18中「には記録する」を「は設ける」と改め、同様式の備考21中、「【納付方法】」には「予納」と記録し、を削り、同様式の備考23中「次に【特記事項】の欄を設けて」と「平成5年改正法附則第5条第1項の規定による実用新案登録出願」の記録の次に行を改めて」と改め、同様式の備考24及び備考25中【パリ条約による優先権主張】を【パリ条約による優先権等の主張】と改める。

「(手数料の表示) (納付方法) (予納台帳番号) (納付金額)」を「(手数料の表示) (予納台帳番号) (納付金額)」と改め、同様式の備考2

中、「【納付方法】」には「予納」と記録し、を削り、同様式の備考3中「次に【特記事項】の欄を設けて」と「平成5年改正法附則第5条第5項の規定による実用新案登録出願」の記録の次に行を改めて」と改め、同様式の備考4及び備考5中【パリ条約による優先権主張】を【パリ条約による優先権等の主張】と改める。

○通商産業省令第58号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十号）第三十二条の二及び第二項（同法第三十二条の二において準用する場合を含む）、第三十二条の六第一項並びに同項第三号及び第四号、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八、第三十二条の十、第三十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を施行するため、通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年六月二十七日

通商産業大臣 橋本龍太郎

通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令の一部を改正する省令

通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の二の項」及び「(以下「炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶」といふ。）」を削る。

第三条中「炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶」を「令別表第二に掲げる第二種特定製品」に改める。

第十四条の二及び第十四条の三中「別表第七の二の項及び三の項」を「別表第七の一の項」に改める。

第十八条の五中「炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶」を「別表第一の二の第二種特定製品の区分の欄に掲げるとおり」に改める。

第十八条の六中「炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶についての」を削る。

第十八条の七及び第十八条の八中「炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶」を「第二種特定製品」に改める。

第十八条の九中「炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶についての」を削り、「別表第一の二の」の下に「第二種特定製品の区分」とにそれぞれ同表の」を加える。

第十八条の十中「炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶」を「第二種特定製品」に「ガラス瓶の外面の見やすい箇所」に別表第三」を「別表第二の二の第二種特定製品の区分」とにそれぞれ同表の表示の欄に定める方法により、別表第三の二」に改める。

第十九条第一項中「二の項及び三の項」を「一の項」に改め、同条第二項中「炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶」を「別表第一の二の第二種特定製品の区分の欄に掲げるもの」に改める。

別表第一の一の二の項及び三の項並びに別表四の項中「15キログラム」を「147.1ニュートン」及び「30キログラム」を「294.2ニュートン」及び「20キログラム」を「196.1ニュートン」及び「60キログラム」を「588.4ニュートン」と改め、「通商産業大臣」を「(製品安全協会がその特定製品の検定等の事務を行う場合については、協会。以下この表、別表第一の2、別表第五及び別表第六において同じ。）」と改め、「表10」を「表2」と改め、「表9」を「表1」と改め、同表の四の項及び五の項を削り、同表六の項中「800キログラム」を「7,845.3ニュートン」及び「1,200キログラム」を「11,768.0ニュートン」及び「100キログラム」を「980.7ニュートン」及び「150キログラム」を「1,471.0ニュートン」及び「昭和63年」を「1991年」及び「昭和57年」を「1994年」及び「3.2S」を「3.2µmRy」と改め、「表14」を「表4」と改め、「表13」を「表3」と改め、同表の四の項及び五の項を削る。

別表第一の表中「表1」から表5を削り、表6を表1とし、表7を表1とし、表8を削り、表9を削り、表10を削り、表11及び表12を削り、表13を表1とし、表14を削る。

別表第一の表中「表1、表3、表5、表6、表8、表9、表11又は表13」を「表1又は表3」と改める。

別表第一の一の二の項を削る。

別表第一の2（第3条、第18条の5、第18条の9関係）

| 第2種特定製品の区分 | 安全基準 | 技術上の基準 |
|---|---|--|
| 1 家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が10リットル以下のものであって、9.8キロボスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限り。以下「圧力なべ及び圧力がま」という。） | <p>1 本体とふたの着脱は円滑であり、はめ合わせが不完全な場合蒸気が漏れる構造であること。</p> <p>2 (1) はめ合わせの方式が、スライド方式のものにあつては、ロック等の操作により蒸気を排出する装置を有し、その操作をした後でなければふたを開けることができない構造であること。</p> <p>ただし、本体とふたのはめ合わせ部分に油が付着している状態において、内部のゲージ圧力が9.8キロボスカルのとき、取っ手の先端部に加える78.5ニュートンの力により、本体からふたが外れない構造のものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) はめ合わせの方式が、落としふた方式のものにあつては、ふたを押し下げて開くものについては107.9ニュートン、その他のものについては19.6ニュートンの鉛直方向の荷重を加え、ふたを開いたとき、内容物が飛散しないこと。</p> <p>3 (1) 取っ手は持ちやすい形状で、本体又はふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。</p> | <p>1 (1) 着脱の円滑さについては、本体とふたとの取付けの操作により確認すること。</p> <p>(2) はめ合わせが不完全な場合の蒸気漏れについては、本体に水を入れ、ふたのはめ合わせを不完全な状態にして加熱したとき蒸気漏れがあることを確認すること。</p> <p>2 (1)イ ロック等の操作により蒸気を排出する装置を有するものについては、ロック等の操作により確認すること。</p> <p>ロ ただし書に規定する構造のものについては、本体とふたのはめ合わせ部分に食用油を塗布した後本体に水を入れ、ふたのはめ合わせを完全な状態にして加熱し、開蓋力を測定するための設備を用いて測定し、本体からふたが外れないことを確認すること。</p> <p>(2) 内容積の70パーセント（本体に定量の表示のあるものにあつては、その量）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱した後、荷重を加え、締具を開ける操作及び圧力調整装置からの蒸気の排出を行い、ふたを開いたとき、熱湯が飛散しないことを目視により確認すること。</p> <p>3 (1)イ 目視等により確認すること。</p> <p>ロ 取っ手が接合されていないものについては、接合して確認すること。</p> |